

『M&A プラス』 ユーザーズガイド 【会員申請編】

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
M&A プラス事務局

2018年3月1日 <初版>

目次

 『M&A プラス』のご利用について	2
1 『M&A プラス』とは	2
2 ご利用に際して必要なもの	5
3 会員種別・課金体系	6
4 『M&A プラス』の制約事項	8
 資料請求・登録申請	9
1 資料請求と申請の流れ	9
2 売手／買手会員の申請方法	10
3 FA 会員の申請方法	10

『M&A プラス』のご利用について

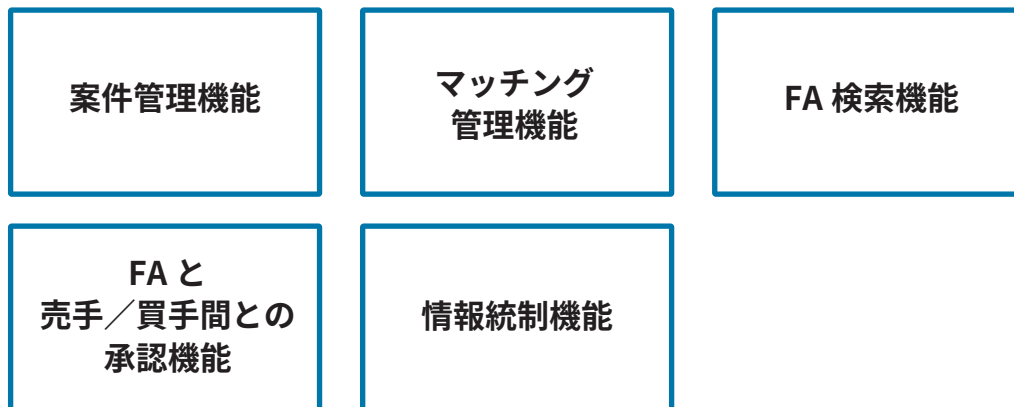
1 『M&A プラス』とは

『M&A プラス』へようこそ！



『M&A プラス』はファイナンシャルアドバイザー（FA）探しから、M&Aの相手先のマッチングやM&Aの進捗管理まで、M&Aをよりスムーズに、安全に実現するために作られたオンラインプラットフォームです。

『M&A プラス』は主に以下の機能によって構成されています。



こういったメインの機能に加えて、メッセージ機能やメール通知機能、ファイルアップロード機能などを備え、M&Aの始まりから終わりまで、Webサイト上でのサポートを実施します。

申請の前に、『M&A プラス』の基本的な考え方を確認しましょう。

基本的な考え方 1 『M&A プラス』は中立的な M&A プラットフォームです

『M&A プラス』は公正中立な M&A の実現を行うために運営されています。そのため、『M&A プラス』では、FA が必ず売手／買手会員のどちらか一方のみの代理・業務委託を行うことで売手／買手会員に双方方向代理等の不利益が生じない状況を想定しており、『M&A プラス』上で得た情報を利用しての仲介業務を行うことはできません。

また、M&A プラス事務局はすべての会員に対して中立的な立場として運営に関わるため、特定の会員にとって M&A が有利になるような行為を行いません。M&A プラス事務局では、デロイト トーマツのメンバーファームが会員であっても、他の会員と同様の取り扱いとしています。

Column

代理と仲介の違い

M&A を実現するためには FA をはじめとした専門家の力が不可欠です。こうした専門家に対して、どういう形で関与してもらうかに関しては、大きく分けて二つのやり方があることを理解しておく必要があります。

ひとつは、売手／買手双方にそれぞれの専門家が付くケースです。この場合、それぞれの専門家はそれぞれの顧客に最適な提案やアドバイスを行いますので、時には相手との激しい交渉なども、専門家を交えて行うこととなります。こういったケースを、『M&A プラス』では「代理」と呼んでいます（業界用語として「片手」と呼ぶ場合もあります）。

もう一つは、単一の専門家が双方の間を取ってやり取りするケースです。この場合は、間に立つ専門家は、どちらにも優位にならない立場で M&A に臨む必要があり、交渉自体は原則当事者間でのやりとりとなります。こうしたケースを『M&A プラス』では「仲介」と呼んでいます（業界用語として「両手」と呼ぶ場合もあります）。

『M&A プラス』では、この「仲介」を認めていません。「仲介」は売手／買手双方に M&A に対する一定の知識と経験がないと、売手／買手どちらかに不利益が発生する可能性を否定できず、M&A を実現するにあたってトラブルになりやすい方法であると考えています。「仲介」では売手／買手が本来受けられる説明責任が果たされているかどうか曖昧になりやすく、また、意思決定に際して必要な準備が整っているかどうかの判断が売手／買手にできていない状態で最終契約が推進されるようなケースもあり、金額面でのトラブルなども起きやすいと言えるでしょう。『M&A プラス』では、M&A において売手／買手に発生するリスクを考えれば、「代理」が安全なやり方であると考えています。

一方で、そういったリスクよりも「仲介」によるメリットを選択したいという売手／買手が存在することも否定できません。『M&A プラス』以外のサービス事業者では「仲介」を扱っているところもありますので、興味のある売手／買手は比較検討を行ってみてください。

基本的な考え方 2 『M&A プラス』の会員登録には審査が必要です

『M&A プラス』では、会員間の安全な取引を促進するため、『M&A プラス』の会員登録申請に際し、すべての会員に対し M&A プラス事務局による入会審査を行います。

基本的な考え方 3 『M&A プラス』は会員・案件情報の制御とセキュリティの確保に努めます

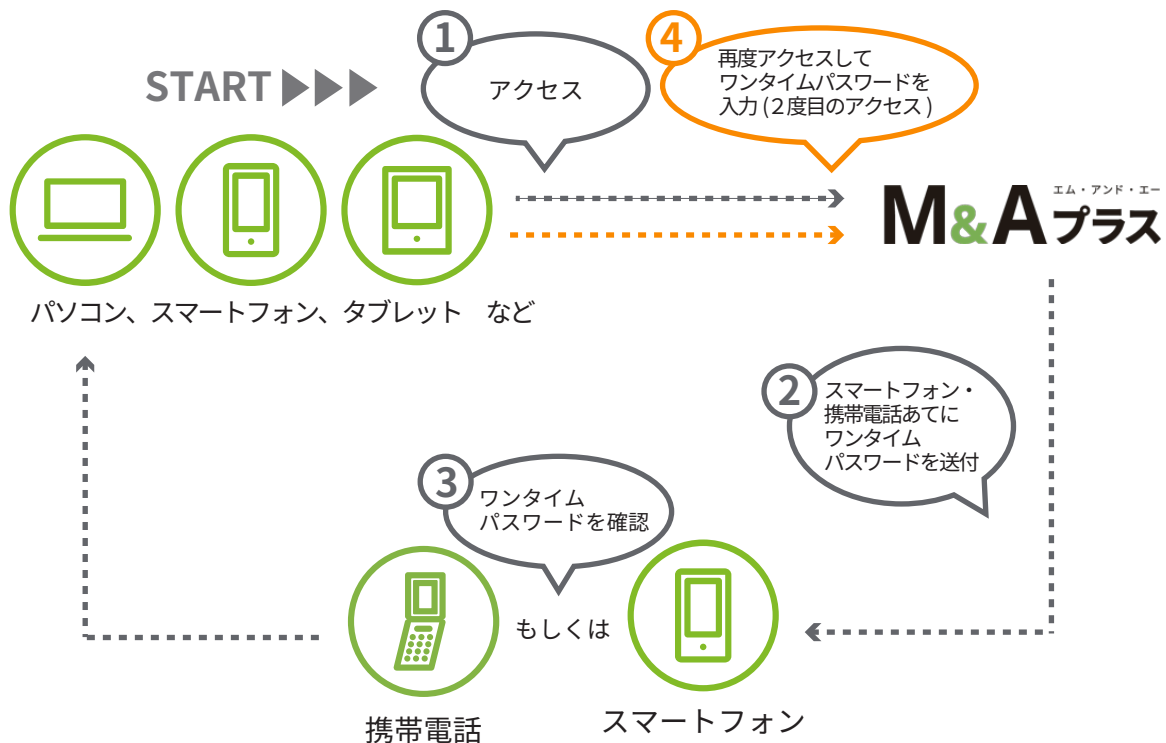
『M&A プラス』では、M&A に関連する機密情報に関して会員間で必要な情報を必要なタイミングで開示するよう、システムが自動的に情報を制御します。仮に入力済みの情報であっても、売手／買手の承認や、NDA の締結等による当該情報の開示がふさわしいタイミングに到達するまでは情報が開示されません。

また、『M&A プラス』では、**複数人による同一アカウントの利用を禁じています**。これは、『M&A プラス』上に掲載されるインサイダー情報の不正利用や、売手／買手会員の意に沿わない取引を防止するために、だれがいつ何を行ったかを記録するための対応ですので、遵守いただきますようお願いいたします。

2 ご利用に際して必要なもの

『M&A プラス』は Web サイト上でサービスを行うため、ご利用に際してはパソコンもしくはスマートフォンにて Web ブラウザ上からアクセスしていただく必要があります。また、セキュリティの向上のために、**ワンタイムパスワードによる二重認証**を採用しております。そのため、スマートフォン（iPhone、Android）によるソフトウェア認証、もしくはその他の携帯電話による SMS 認証のいずれかご利用が必須となっています。

『M&A プラス』へ接続する際のイメージ



Column

二要素認証、ワンタイムパスワードとは

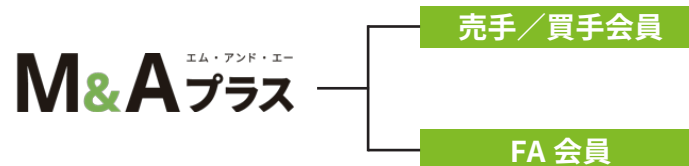
ログインIDとパスワードは、そのユーザーが適正なユーザーであることを証明する方法ですが、この内容が第三者に漏洩した場合、第三者に情報が簡単に流出することにもなります。そこで、情報漏洩への対策に万全を期すために、通常のログインID、パスワードに加え、別の方法でもユーザー確認を行う方法を二要素認証（多要素認証）と呼ばれています。

『M&A プラス』では、この考え方に基づいて、それぞれの会員がお持ちのスマートフォンや携帯電話によって、別途「ワンタイムパスワード」と呼ばれる、その時点一回だけのパスワードを別途発行することによって、会員本人を確認することにしています。

3 会員種別・課金体系

『M&A プラス』は大きく分けて、**売手／買手会員**と**FA 会員**の2種類に分かれています。

<M&A の会員種別>



売手／買手会員

売手／買手会員の利用料は無料です。『M&A プラス』上で自身の案件を登録し、担当する FA 会員を探することができます。また、案件を登録すると、FA 会員から案件担当のオファーが来ることも期待できます。FA 会員とはそれぞれ個別に契約を結んでいただくこととなりますが、『M&A プラス』上でも FA 会員からの各種承認依頼の受諾や、FA 会員の活動のモニタリングを行っていただくこととなります。

売手／買手会員として『M&A プラス』上でできること

- **案件登録**（自社の譲渡案件／買収案件を登録する）
- **FA 検索**（自社の案件を依頼する FA ※を探す）
- **担当 FA とのやりとり**（各種承認依頼の受諾、担当 FA のモニタリング）

※FA とは、M&A 案件をサポートする専門家（ファイナンシャルアドバイザー）のこと。

FA 会員

FA 会員は会員種別によって課金体系が異なります。『M&A プラス』上で案件やマッチング相手の検討、案件資料の登録やダウンロード、各種承認依頼を行うことで、M&A の始まりから終わりまでを管理することができます。

また、『M&A プラス』上での M&A の実績は、自動的に各 FA 会員の実績として登録されますので、次の案件獲得に向けたアピールポイントにしていきましょう。

FA 会員として『M&A プラス』上でできること

- 売手／買手会員が登録した案件へのオファー
- マッチング相手の検索・検討
- M&A 案件の進捗管理 など

Column

M&A 際のコスト負担について

M&A におけるコスト負担は売手／買手にとって気になる部分の一つです。コスト全体の管理は一般的には FA 側で行い、売手／買手は FA との交渉や調整によって、コストをコントロールします。『M&A プラス』では、コスト負担を FA 側にゆだねることによって、FA 会員によってトータルでコスト管理を行うことを前提としています。『M&A プラス』は売手／買手会員に対し、通常は費用請求を行いませんが、その分、FA 会員がコストを負担していることに留意をお願いします。『M&A プラス』の利用によって FA 会員がどれくらいの費用を負担しているかは、ホームページに記載されている料金体系をご参照ください。

4 『M&A プラス』の制約事項

『M&A プラス』は、独占禁止法、金融商品取引法、電気通信事業法等の各種法令に沿った運用を実現するよう設計されていますが、そういった法令対応のために以下のような制約があります。

M&A プラスの制約

- 外国人、外国法人による会員登録の禁止
- 日本国以外を登記地とする法人の取り扱いの禁止
- 上場株式の取引の禁止

また、上記の法令に加え、中立性を保つために、M&A プラス事務局への会員からのお願いに関して、特定の会員様に対して特別な便宜を図る内容に関しては、対応をお断りする場合がありますことをご了承ください。

それ以外の詳細な制約事項は『M&A プラス利用規約』に記載されていますので、必ずご確認ください。

Column

M&A と法令順守

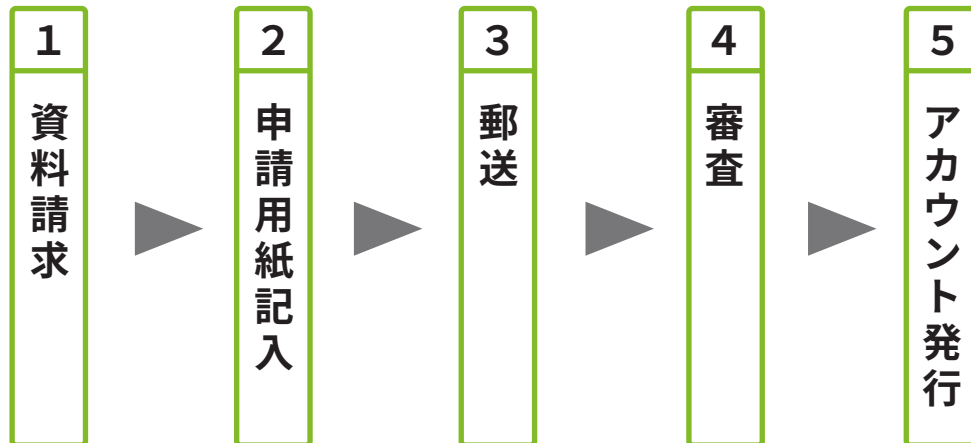
M&A の実現には様々な法令を参照する必要があります。『M&A プラス』においてもそうした法令の制限が適応され、法令に沿った設計・運用を行っています。売手／買手にとっても、M&A の実現のために各種法令がどう影響してくるかを把握しておく必要があります。多くの FA はそうした知見を有していますが、場合によっては法律家に相談する必要がある場面もあります。円滑な M&A の実現のためには、顧問弁護士などに事情を話し、アドバイスを受けておくことをお勧めします。



資料請求・登録申請

1 資料請求と申請の流れ

『M&A プラス』への会員申請・登録は以下のような流れに沿って行われます。



まずは M&A プラス事務局へ資料請求を行っていただくと、M&A プラス事務局から、申請資料一式を郵送にて送付させていただきます。申請資料にご記入ご捺印いただいたのち、資料一式をご返送ください。

M&A プラス事務局は、申請資料を受領後、直ちに会員審査を行います。審査内容は多岐にわたり、場合によっては第三者機関による診断を行いますので、1~2 週間程度のお時間をいただくこととなります。また、審査の内容に関しましては、結果の如何を問わずお答えすることができません。審査結果は電子メールもしくは電話にて、M&A プラス事務局から連絡させていただきます。

審査完了後はアカウントを発行します。アカウント発行後の初回ログイン時には、規約およびプライバシーポリシーの許諾を行っていただき、申請された会社情報が M&A プラス事務局にて登録した内容と相違ないかをご確認いただいて、すべての会員登録が完了します。

資料請求の窓口はこちら

資料請求はホームページ上の問合せフォーム、もしくは電話にて行うことができます。



お電話

0800-919-0066 (平日 9:30 ~ 17:30)



ホームページ

お問合せフォーム

https://ma-plus.com/form_other/register

資料請求に際しては、必ず送付先を明記してください。特に、売手会員の場合、他の従業員にとって『M&A プラス』からの連絡そのものを知られたくない場合など、問い合わせフォームにその旨ご記載いただき、ご希望の連絡方法をお伝えください。

2 売手／買手会員の申請方法

売手／買手会員の申請には以下の書面に押印のうえ、提出いただくことになります。

- (A) 会員申請用紙
- 確認書

M&A プラス事務局から送付する申請書類一式に上記の用紙が同梱されていますので、記入例をご参考の上、ご記入ください。いずれも審査に必要な内容となりますので、ご記入漏れ等が無いようお願いします。

審査終了後は会社申請用紙に記載されているご担当者宛てに、ご担当者のアカウントを発行します。

3 FA 会員の申請方法

FA 会員の申請には以下の書面に押印のうえ、提出いただくことになります。

- (A) 会員申請用紙
- 確認書
- (B) 事業所登録用紙
- (C) アカウント申請用紙（追加のアカウントを申請する場合のみ）

M&A プラス事務局から送付する申請書類一式に上記の用紙が同梱されていますので、記入例をご参考の上、ご記入ください。

いずれも審査に必要な内容となりますので、ご記入漏れ等が無いようお願いします。

審査終了後は事業所登録用紙に記載されているご担当者宛てに、ご担当者のアカウントを発行します。また、同時に追加アカウントを申請することも可能です。

Column

『会員申請』と『事業所登録』の違い

『M&A プラス』では、同一法人の FA 会員であっても、任意の単位で切り分けることができます。この単位を「事業所」と呼んでいます。「事業所」で切り分けた場合、各「事業所」は情報統制上別のものであり、互いの案件情報やマッチングステータスを共有しない状態になります。また、その取引内容や取り扱う情報を他の「事業所」から隔離するために、会員種別や、『M&A プラス』からの請求書の受け取りなども個別に扱われます。

ただし、双方向代理を防止するという観点から、同一法人の各「事業所」が売手／買手に分かれてマッチングを進めることはできません。また、同一案件に対して同一法人の各「事業所」がオファーを行った場合、売手／買手はどちらか一方の「事業所」を選択することになります。

